

令和6年横瀬町農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月25日(月) 午前10時から10時10分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(10人)

会長	5番	富田哲夫
会長職務代理者	2番	浅見明仕
農業委員	1番	武藤量司
	3番	八木原智宏
	4番	若林想一郎
	6番	小泉茂樹
	7番	町田幸広
	8番	村越聡
	9番	平沼邦夫
	10番	千島孝夫
農地利用最適化推進委員	第2	関口孝夫
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員(1人)

農地利用最適化推進委員	第1	平沼良一
-------------	----	------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田勝一
書記	浅見聡
	赤岩亮輔

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、始めたいと思います。

本日は、委員全員の方へ出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しております。ただいまから令和6年第11回の農業委員会を開会いたします。

なお、平沼良一農地利用最適化推進委員から欠席の旨のご連絡がありましたので、ご報告を申し上げます。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により、議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名を申し上げます。

1番 武藤量司委員、3番 八木原智宏委員、お願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございます。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第3、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第15号につきまして事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第15号について説明いたします。

議案第15号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は田、現況地目も田で、計画面積は1,068平方メートルです。譲受人は秩父市の法人で、譲渡人は横瀬町在住の方です。申請理由は建売住宅で、権利の種類は所有権の移転となっております。

3ページ目を御覧ください。案内図1で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、川西16区集落センターから南西約150メートルのと

ころが申請地になります。この農地について、所有権の移転を行い、建売住宅として転用をしたいとの申請でございます。なお、農地区分は、申請地が小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されません。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、11月19日午後1時半頃、補助委員の町田農業委員と現地確認を行いました。場所は、川西16区集落センターから南西約150メートル付近になります。今回の申請地は、数年間管理されておらず、再生困難となっている農地です。申請地周辺は、水路や塀で囲われており、周辺農地への与える影響は少ないものと考えられます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員7番、町田委員、お願いします。

町田委員 補助委員の町田です。上程されました議案第15号について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、11月19日午後1時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。事務局や関口推進委員の説明にもあったとおり、建売住宅を建築するための申請でございます。申請地の周辺農地に与える影響は少ないと判断されるため、特に問題はないものと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願

いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続いて、質疑に移ります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時06分

再 開 午前10時08分

議 長 それでは、会議を再開いたします。

質疑はございませんでしょうか。

よろしいですか。質疑なしと認めてよろしいでしょうか。

〔「なし」〕

議 長 それでは、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第15号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして、県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りをいたします。

会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思えます。ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了をいたしました。これをもちまして閉会といたします。

ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

(午前10時10分)